

日田市危険空家等除却事業補助金交付要綱

日田市土木建築部建築住宅課

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存在する危険空家等の除却を行う者に対し、日田市危険空家等除却事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、日田市補助金等交付規則（平成9年規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等のうち、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第5項の判定の基準により判定した場合において、同条第4項に規定する不良住宅と判定され、倒壊した場合に周辺の建築物又は道路へ影響を及ぼす恐れがある建築物をいう。
- (2) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。

(補助対象物件)

第3条 補助の対象となる危険空家等（以下「補助対象物件」という。）は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市内に所在しているもの。
- (2) 所有権以外の権利が設定されていないもの。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「所有者等」という。）とする。

- (1) 危険空家等の所有者その他これを管理すべき者
- (2) 前号に該当する者から補助対象物件の除却について同意を得た者

2 前項の規定のほか、次の各号の要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 法人でないこと。
- (2) 市税を滞納していないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者」という。)でないこと。

(補助対象工事)

第5条 補助の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 敷地内の補助対象物件すべてを除却するものであること。
- (2) 補助対象者が除却工事の請負契約を締結するものであること。
- (3) 市内に本店、支店、営業所、事業所等を有する法人または個人事業者が行うものであること。
- (4) 除却工事を行なうために必要な資格等を有している業者が行なうものであること。
- (5) 他の同種の補助金等の交付を受けていないものであること。
- (6) 暴力団員又は暴力団関係者が関与するものでないこと。
- (7) その他市長が適当でないとするものでないこと。

(補助対象経費等)

第6条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助金の額及び補助の限度額は別表に掲げるとおりとする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(事前調査)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめその空家等が補助対象物件に該当するか否かについて、市長の判定を受けなければならない。

2 申請者は、事前調査申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 所有者等であることを証する書類
- (2) 補助対象物件の名義及び面積を証する書類
- (3) 補助対象物件の位置図、配置図及び現況写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の申請があったときは、補助対象物件の調査及び内容審査をおこない、補助対象物件に該当するか否かを判定し、その結果を

補助金交付対象判定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 前条の規定により補助対象物件に該当する旨の通知を受けた申請者は、補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）市税完納証明書
- （2）工事費の見積書の写し（内訳のわかるもの）
- （3）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助の適否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）又は補助金不交付決定通知書（様式第5号）により交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金交付決定通知書により通知するときは、必要な条件を付することができる。

（補助事業の着手）

第10条 補助事業の着手は、前条に規定する補助金の交付の決定を受けた後に行わなければならないものとする。

（補助事業の変更）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の中止）

第12条 交付決定者は、補助事業を中止するときは、あらかじめ補助事業中止届（様式第7号）により、市長に届け出なければならない。

（是正措置の指示）

第13条 市長は、補助金の交付を決定した補助事業が補助金の交付条件等に適合していないと認めるときは、当該補助事業に係る交付決定者に是正のための必要な措置を講ずるよう是正措置指示書（様式第8号）により指示するものとする。

2 前項の規定による指示を受けた交付決定者は、当該指示に従い是正の

措置を講じたときは、是正措置完了届（様式第9号）により、市長に届け出なければならない。

（完了報告）

第14条 交付決定者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、補助事業完了報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その確認を受けなければならない。

- (1) 工事の請負契約書類の写し
- (2) 工事費の領収書の写し
- (3) 除却工事に係る写真（施工前後の状況分かるもの）
- (4) 関係法令に基づく届出の写し
- (5) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条に規定する完了報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第16条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第17条 市長は、補助対象者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象経費	補助金の額	補助の限度額
補助対象物件の除却に要する費用（その費用の1㎡当たりの額が除却工事費用基準額を超えるときは、当該除却工事費用基準額により算出した額。消費税額を除く。）に10分の8を乗じて得た額	補助対象経費の2分の1以内の額	100万円

（備考）

- 1 「除却工事費用基準額」とは、住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣が定める基準額をいう。
- 2 除却工事費用基準額は、この補助金の交付決定をした時点における国土交通大臣が定める基準額を使用する。
- 3 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。